

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和元年七月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）

二 測量の地域 五條市、宇陀市、宇陀郡曾爾村及び御杖村並びに吉野郡十津川村、下北山村、上北山村及び東吉野村

三 測量の期間 令和元年八月二十七日から令和二年三月三十一日まで